

旧大名小学校跡地まちづくり構想検討委員会設置要綱

(名称)

第1条 本会は、「旧大名小学校跡地まちづくり構想検討委員会」(以下「委員会」という。)と称する。

(目的)

第2条 旧大名小学校の閉校に伴う旧大名小学校跡地の計画的なまちづくりに向けて、その基本的な考え方を示す「旧大名小学校跡地まちづくり構想」の検討を行うことを目的とする。

(所掌事務)

第3条 委員会では、次の事項において意見聴取を行うこととする。

- 1 旧大名小学校跡地まちづくり構想に関すること。
- 2 その他委員長が必要と認めること。

(組織)

第4条 委員会は、委員長及び委員で構成する。

- 2 委員は、事務局が依頼及び選出する。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会には、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選任する。
- 3 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは副委員長がその職務を代行する。

(任期)

第6条 委員の任期は、委嘱の日から平成28年3月末までとする。ただし、特別の事由があると認められるときは、別に任期を定めることができる。

- 2 委員は、再任することができる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局を福岡市住宅都市局都市づくり推進部都心再生課に置く。

- 2 事務局は、委員会で議論すべき事項に関する資料の作成及び検討を行う。
- 3 事務局は、委員会の招集に関する事務を行う。

(情報公開)

第8条 委員会は、原則として公開とする。ただし、特定の法人又は個人の情報であって、公にすることにより、当該法人又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報(以下「非公開情報」という。)に触れる等、会議を非公開とすべきであると委員長が認めたときは、委員会を非公開とすることができる。

- 2 議事録については、前項で規定する非公開情報を除きその概要を公開する。
- 3 会議の傍聴に係る手続その他傍聴に関して必要な事項は、別に定める。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会の意見に基づいて定める。

附 則

この要綱は、平成27年1月29日から施行する。